

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第 406 会計隊長 南 川 秀 春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	納 地	納 期	見本提出場所
餅いなりほか280件	別紙納入予定表のとおり			相馬原	R5.12.29～ R6.1.31	相馬原
バック白飯ほか91件	別紙納入予定表のとおり			相馬原	R5.1.11～3.31	相馬原

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4.5.6年度金省庁統一資格の資格審査結果通知を受けた者のうち、物品の販売の等級がD以上で格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越で、競争資格を有する者。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 入札書には、「私は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」の一文を付記すること。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同様の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

第406会計隊掲示板
新町駐屯地連絡班掲示板
www.msd.go.jp/g_s_d/f/eae/kaikai/ea

4 見 本 提 出

- (1) 納入予定表の品番に○印のあるものは、見本品の提出を要する。
- (2) 日 時 令和 5 年 12 月 5 日 (火) 12:00
- (3) 場 所 陸上自衛隊相馬原駐屯地 糧食班

5 説 明 会

実施しない

6 入 札

- (1) 日 時 令和 5 年 12 月 8 日 (金) 9:00 (開札)
- (2) 抽 選 令和 5 年 12 月 8 日 (金) 9:20
- (3) 会 場 陸上自衛隊相馬原駐屯地 **商議室** (会計隊隊舎3階)

7 入 札 条 件

- (1) 入 札 金 額 「消費税抜き価格」で記載して金額以外は記入しないこと。
- (2) 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
- (3) 規格外品・出庫単位 当方が指定する規格以外の規格外品又は出庫単位を限定して納品を希望する者は、予め申請が必要
また、契約後の申し出は認めない。
別紙「規格外品・出庫単位申請表」

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 単価で、かつ当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。ただし、入札(見積)書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税及び地方消費税の課税標準と一致しないものは除く。

9 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免 除
- (2) 契 約 保 証 金 免 除

10 違 約 金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

11 入 札 の 無 効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電信、電話、ファックス等による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合
- (5) 見本提出をしなかった場合及び見本判定で不合格になった場合
- (6) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書類等を無効とする。

12 契 約 書 の 作 成

契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を遅滞なく作成する。

13 そ の 他

- (1) 委 任 状 代表者ではない者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること
- (2) 資格決定通知書 入札開始までに、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出
(本年度提出済の業者を除く)
- (3) 郵便入札について 郵便による入札は 12月7日 1700 までに、契約班必着とします。
封書には、会社名・入札日時・件名及び朱書で入札書在中と明記し、郵送して下さい。
また、事前に郵送による入札を行う旨を必ず担当の「松原」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。
- (4) 再度入札について 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
日時: 令和5年12月11日(月)
場所: 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- (5) 入 札 結 果 12/14(木)の夕方には会計隊にて閲覧可能です。
- (6) 連 絡 先 〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊 契約班 担当: 松原 電話0279-54-2011(内線2344)

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	10
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木 直 美

品 名		精 米
規 格 等	年 度	令和4年度または令和5年度
	産 地	群馬県、栃木県、新潟県、長野県
	種 類	コシヒカリ1等、ひとめぼれ1等
	品 質 等	農産物規格規定水稻うるち米をとう精したもので、同一種類混合のないもの
	とう精率	91%以上
	包装形態	30kgクラフト3重紙袋入りで、封印の完全なもの。
	賞味期限	6ヶ月以上
とう精作業	1 とう精作業は、当駐屯地から立会可能な場所で実施するものとする。 2 とう精作業は、官側と納入業者の調整した日時に(納入の前日が望ましい。)実施する。 3 とう精作業の際に、官側の立会を拒否したり、妨害及び駐屯地に納入される米と明らかに別の米の精米をする場合は、受領検査不合格とする。 4 とう精作業の際に、駐屯地に納入される玄米の袋全数に、「農産物検査法」に基づく産地、品種、生産年の表示のない場合、または、違う表示が確認された場合は、受領検査不合格とする。 5 <u>なお、以上の事項は、とう精検査に関して官側の立会が必要とされる場合に行うものとする。</u>	
保 管	玄米、精米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。	
見本選定	1 見本選定の際、「2合程度の米」と「品質証明書」の添付及び「とう精場所(住所)」を明記すること(品質証明書には産地明記のこと)。<u>見本品と納入品の産地は必ず同一であること。</u> 2 粉状質粒、着色米及び被害粒等が多い場合、見本選定不合格とする。	
納品時 添付書類	品質証明書	産地、年度、銘柄、取引期限を明記したもの。
	玄米仕入先 (玄米仕入伝票)	産地、年度、銘柄、荷姿・1袋あたりの数量・総数、送り先(契約精米納入業者名)、送り主(契約業者の仕入れ元)業者名が記載されているもの。
	とう精台帳のコピー	当駐屯地に納入された玄米の精米状況のわかる部分
	上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は、受領検査不合格とする。	
名称等の表示	<u>納入される精米1袋ずつIAS法に基づく「名称」、「原料精米(産地、品種、産年及び使用割合)」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者(氏名または、名称、住所及び電話番号)」を記載する。</u>	
受領検査実施	1 精米受領時の開封による精米の虫等の混入または、粉状質粒、着色米、及び被害粒等が規定する量以上であった場合、受領検査不合格とする。 2 ※異物混入のない事。(金属探知機等で検査済みのもの。)	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	38
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	豚肉生姜焼弁当		
規 格	内容総量		445 g 以上
	主 材 料	1 主 食	
		白米(金芽米)	250g以上
		2 副 食	
		豚肉生姜焼き	豚肉 120g以上
			玉ネギ 15g以上
		野菜和え物	20g以上
		ポテトサラダ等	20g以上
		スパゲティソテー	20g以上
		— 以 下	余 白 —
備 考	1 総エネルギー	850 K c a l 以上	
	2 調味料類パック		
	3 使用食区分	3日／昼食	
	4 容 器		
	(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。		
	(2) 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。		
	(3) 表示 ア 製造年月日・時刻、イ 賞味期限・時刻		
	5 御飯とおかずが同一容器のもの。		
	6 製造後6時間以内のもの。		
	7 納品時に検食用として、3食発注数量以外につけ加えること。		
	8 発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)		
	9 喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。		
	10 その他、変更事項は別示する。		
	11 仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。		

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	39
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	若鶏唐揚げ弁当	
規 格	内容総量 440 g 以上	
	主 材 料	1 主 食
		白米
		2 副 食
		鶏唐揚げ(4個)(衣が厚すぎないもの)
		ポテトサラダ
		スパゲティソテー
		野菜和え物
		— 以 上 —
		余 白 —
備 考	1 総エネルギー	900 K c a l 以上
	2 調味料類パック	レモン果汁、唐揚げスパイス
	3 使用食区分	2日／夕食・16日／昼食
	4 容 器	
	(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。	
	(2) 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
	(3) 表示 ア 製造年月日・時刻、イ 賞味期限・時刻	
	5 製造後6時間以内のもの。	
	6 納品時に検食用として、2食発注数量以外につけ加えること。	
	7 発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	8 喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	9 その他、変更事項は別示する。	
	10 仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	40
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	海苔弁当	
規 格	内容総量 400 g 以上	
	主 材 料	1 主 食
		白 米
		230g以上
		2 副 食
		白身魚フライ
		50g以上
		竹輪フライ
		30g以上
		付け合せ(煮物・炒め物等)
		80g以上
		漬物
		10g以上
		— 以 下 余 白 —
備 考	1 総エネルギー	700Kcal以上
	2 使用食区分	3日・15日／夕食・27日／昼食
	3 容 器	
	(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。	
	(2) 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
	(3) <u>おかず、御飯共に同一の容器に詰めたもの。</u>	
	(4) 表示 ア 製造年月日・時刻、イ 賞味期限・時刻	
	4 製造後6時間以内のもの。	
	5 納品時に検食用として、3食発注数量以外につけ加えること。	
	6 発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	7 喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	8 その他、変更事項は別示する。	
	9 仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	41
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	幕の内弁当	
規 格	内容総量 425 g 以上	
	主 材 料	1 主 食
		白米(金芽米)・梅干し・ごま塩 260g以上
		2 副 食
		焼き魚 30g以上
		鶏唐揚げ 30g以上
		煮物 40g以上
		厚焼き玉子 15g以上
		小松菜と油揚げ和え 5g以上
		茄子味噌炒め 40g以上
		漬物 5g以上
		－ 以 下 余 白 －
備 考	1 総エネルギー	800 K c a l 以上
	2 使用食区分	1日／昼食
	3 調味料類パック	減塩醤油小袋
	4 容 器	
	(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。	
	(2) おかず、御飯共に同一の容器に詰めたもの。	
	(3) 表 示 ア 製造年月日・時刻	
	イ 賞味期限・時刻	
	5 製造後6時間以内のもの。	
	6 納品時に検食用として、3食発注数量以外につけ加えること。	
	7 発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	8 喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	9 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
	10 仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	42
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	メンチカツカレー弁当	
規 格	内容総量 510 g 以上	
	1 主 食	
	白米(金芽米)	260g以上
	2 副 食	
	カレー	200g以上
	メンチカツ(衣多すぎないもの)	40g以上
	カレースパイス	1袋
	漬物	10g以上
	— 以下	余 白 —
備 考	1 総エネルギー	800 K c a l 以上
	2 使用食区分	15日／昼食・26日／昼食
	3 調味料類パック	カレースパイス(辛み調節用)
	4 容 器	
	(1) ビニールパック、お手拭き、スプーン付きとする。	
	(2) <u>おかず、御飯共に同一の容器に詰めたもの。</u>	
	(3) 表 示 ア 製造年月日・時刻	
	イ 賞味期限・時刻	
	5 製造後6時間以内のもの。	
	6 納品時に検食用として、3食発注数量以外につけ加えること。	
	7 発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	8 喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	9 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
	10 ライスとカレーが同一容器また、御飯の上にカレーがかかっている事。	
	11 仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	43
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木直美

品名	鮭わかめ御飯弁当		
規 格	内容総量		440 g 以上
	主 材 料	1 主 食	
		白米	230g以上
		2 副 食	
		鮭ほぐし	20g以上
		わかめごはんの素	5g以上
		揚げ物(魚フライ等)	60g以上
		煮物	50g以上
		和え物	35g以上
		厚焼き玉子	30g以上
		漬物	10g以上
		－ 以 下	余 白 －
備 考	1	総エネルギー	800 K c a l 以 上
	2	調味料類パック	ソース付き
	3	使用食区分	1日・26日／夕食
	4	容 器	
		(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。	
		(2) 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
		(3) <u>おかず、御飯共に同一の容器に詰めたもの。</u>	
		(4) 表示 ア 製造年月日・時刻、イ 賞味期限・時刻	
	5	製造後6時間以内のもの。	
	6	納品時に検食用として、3食発注数量以外につけ加えること。	
	7	発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	8	喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	9	仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	

仕 様 書

作成年月日	5. 11. 22
仕様書番号	44
部 隊 名	相馬原駐屯地業務隊
作 成 者	技官 鈴木 直 美

品名	ハンバーグ海苔弁当		
規 格	内容総量		415 g 以上
	主 材 料	1 主 食	
		白米(金芽米)黒ゴマ・海苔・おかか昆布	240g以上
		2 副 食	
		鶏唐揚げ(衣が厚すぎないもの)	30g以上
		フライドポテト	30g以上
		ハンバーグ	15g以上
		ウインナー	5g以上
		スパゲティソース	30g以上
		金平ごぼう	10g以上
		ちくわ天	10g以上
		白身魚フライ	40g以上
		漬物	5g以上
備 考	1	総エネルギー	800 K c a l 以上
	2	使用食区分	2日/昼食
	3	容 器	
		(1) ビニールパック、割箸、お手拭き、つま楊枝付きとする。	
		(2) 重ね積み4段以上にした場合でも変形しないものとする。	
		(3) 表示 ア 製造年月日・時刻、イ 賞味期限・時刻	
		(4) 御飯とおかずは別容器であること。	
	4	製造後6時間以内のもの。	
	5	納品時に検食用として、2食発注数量以外につけ加えること。	
	6	発注書に記載してある納品時間を厳守すること。(前後15分以内)	
	7	喫食可能時間(消費期限)を昼食1330、夕食1830とする。	
	8	その他、変更事項は別示する。	
	9	仕様書にエネルギー・塩分を記載すること。	